

## 1号様式(第6条関係)

## 審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	多目的広場使用許可申請		
根拠法令及び条項	那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する要綱 第2条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	那覇市一般廃棄物最終処分場における多目的広場の使用に関する要綱 (使用者の範囲等) 第4条 多目的広場を使用することができる団体は、条例第9条第2号及び第4号から第6号までに規定する団体とする。 2 前項に定めるもののほか、多目的広場を使用することができる団体は、次の要件を全て満たすものとする。 (1) 市内に所在し、又は市内を活動の拠点としていること。 (2) 市内に在住、在勤又は在学する者で構成されていること。 (3) 構成員が5人以上で、かつ、その構成員の半数以上が市内に在住していること。 (4) 満20歳以上の者を代表者としていること。 3 前2項の規定にかかわらず、南風原町4区(新川区、東新川区、大名区、宮城区)自治会その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。		
	審査基準 設定年月日	平成25年2月1日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(使用しようとする日の属する月の1月前より受付可) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成24年12月28日 (条例施行規則制定日)	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境部 クリーン推進課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。